

笛吹市告示第 126 号

笛吹市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、理想の子どもの数を実現できる住環境を整備することで、市内における少子化対策及び移住・定住の推進に資するため、子育てに伴い新生活を開始する上で要する費用に対して子育て世帯住宅取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象世帯)

第 2 条 補助金の交付対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 補助金の交付を受けようとする年度(以下「交付決定年度」という。)において、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育しており(妊娠中を含む。イにおいて同じ。)、かつ、交付決定年度の前年度の 1 月 1 日以後に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦(以下「新婚世帯」という。)であること。

イ 交付決定年度において、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育しており、かつ、交付決定年度の 5 年度前の 4 月 1 日から交付決定年度の前年度の 12 月 31 日までの期間に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦(以下「子育て世帯」という。)であること。

(2) 婚姻日において夫婦のいずれもが 39 歳以下であること。

(3) 最新の所得証明書により確認できる世帯の所得が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っているときは、当該世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が 500 万円未満であること。

(4) 補助金の交付の対象となる住居(以下「対象住居」という。)が市内に位置し、かつ、第 5 条の規定による申請を行う日において夫婦の双方又は一方が当該住居を住民票の住所としていること。

(5) 対象住居について、この要綱又は笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交

付要綱(平成 30 年笛吹市告示第 30 号)に基づく補助金を受けていないこと。

- (6) 夫婦のいずれもが市税(転入者については、転入前の住居地における市区町村税を含む。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが笛吹市暴力団排除条例(平成 24 年笛吹市条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の補助対象経費は、次の各号に掲げる経費のうち交付決定年度内に支出したものとし、これらの経費の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住居費 子育てを機に自己の住居として新たに要した住宅の取得費及び改修費(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事の費用をいい、外構に係る工事の費用並びに家電の購入及び設置に係る費用は含まない。)
- (2) 引越費用 子育てを機に引越した際に、引越業者、運送業者等への支払に要した費用

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の全額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その上限額については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、交付決定年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 母子手帳の写し(第 2 条第 1 号の要件を確認するために必要な場合に限る。)
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
- (5) 住宅の売買契約書の写し(住居費における住宅の取得の場合に限る。)
- (6) 住宅の改修に係る請負契約書の写し(住居費における改修の場合に限る。)
- (7) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類

- (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
- (9) 市税の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により次に掲げる条件を付して、不適当と認めるときは子育て世帯住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から10年を経過するまで、対象住居をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (2) 夫婦の双方又は一方が、補助金の交付を受けた日から10年を超えて市内に定住すること。
- (3) 対象住居の属する地域の行政区に加入すること。
(補助金の交付申請の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときは子育て世帯住宅取得支援事業補助金変更不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。
(補助金の請求等)

第8条 交付決定者は、速やかに子育て世帯住宅取得支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。
(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない
と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した
ときは、子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 9
号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し
た場合において、既に交付した補助金があるときは、子育て世帯住宅取得支
援事業補助金返還命令書(様式第 10 号)により、補助金の全部又は一部の返
還を命ずるものとする。

(状況報告等)

第 10 条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めたときは、交付決定者に対
し状況の報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告等の求めがあったときは、速やかに
これに応じなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に対象住居について笛吹市子育て世帯住宅取得補助
金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている者は、第 2 条第 5 号の規定に
かわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができるものとし、
この場合における第 4 条の規定の適用については、同条中「別表に定めると
おり」とあるのは「別表に定める額からこの要綱又は笛吹市子育て世帯住宅
取得補助金交付要綱に基づいて補助を受けた額を差し引いて得た額」とする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日ま
でにされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を
有する。

別表(第 4 条関係)

新築・中古の 別	対象世帯	1 世帯当たり の補助上限額
-------------	------	-------------------

新築の住宅を 取得する場合	新婚世帯		300 千円
	子育て世帯	(1) 婚姻日において夫婦 のいずれもが 29 歳以下	900 千円
		(2) 上記(1)以外	600 千円
中古の住宅を 取得し、又は 改修する場合	新婚世帯		600 千円
	子育て世帯	(1) 婚姻日において夫婦 のいずれもが 29 歳以下	1, 200 千円
		(2) 上記(1)以外	900 千円

備考

- 1 「新築の住宅」とは、取得した日において竣工から 2 年以内であつて、過去に居住の用に供されたことがない住宅をいうものとする。
- 2 「中古の住宅」とは、新築の住宅以外の住宅をいうものとする。